

城陽市子ども・子育て会議委員の任期延長について

標記の件について、下記のとおり任期延長を提案します。

記

1 現状

城陽市子ども・子育て会議条例の第4条の規定により、委員の任期は2年（現在の任期は、令和4年11月21日から令和6年11月20日まで）とされており、団体から選出されている委員は人事異動により4月1日に交代することがあることから、後任者が前任者の残任期間を引き継いでいる。

また、当期においては、第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画の策定期間中の改選となるため、審議に支障をきたす恐れがある。

2 事務局案

人事異動が多い4月1日を任期開始日とする。そのため、現在の任期終了日を令和7年3月31日まで延長し、以後、任期開始日を4月1日、任期終了日をその2年後の3月31日とする。

現行	当期	令和4年11月21日から令和6年11月20日まで
	次期	令和6年11月21日から令和8年11月20日まで
改正案	当期	令和4年11月21日から 令和7年 3月31日まで
	次期	令和7年 4月 1日から令和9年 3月31日まで

【参考】城陽市子ども・子育て会議条例抜粋

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。